

令和4年3月に発生した福島県沖地震による 被災住宅の修理に係る支援制度

住宅に被害を受け修理が必要な方については、「り災証明書」により決定される被害の程度等に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

・申請受付：令和4年5月9日（月）～

1 応急修理制度（国制度）

全壊

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

準半壊

①支援内容

全壊～半壊：59万5千円以内の修理を市町村が実施

準半壊：30万円以内の修理を市町村が実施

②申請期限 令和4年9月30日（金）まで（延長されました）

※期限が延長されることもあります

③留意事項

市町村が施工業者と契約を締結し実施するため、既に個人が施工業者と契約し、支払いまで完了しているものは対象となりません。

2 被災住宅修理支援事業（県制度）

一部
損壊

①支援内容

一部損壊：工事費20万円以上の場合に個人が実施する修理に対し10万円の金銭給付を実施

②申請期限 令和4年9月30日（金）まで

※期限が延長されることもあります

③留意事項

見積書、契約書等の修繕内容が確認できる書類と金銭の支払いが確認できる領収書等の書類の写しが必要となります。

申請・問い合わせ先

鏡石町都市建設課（TEL：0248-62-2116）

令和4年3月に発生した福島県沖地震による 被災住宅修理支援事業 Q & A

修理の範囲・考え方について

※内壁・内装（壁紙、ボードの張り替え、建具等）に関するもの、家電製品は原則として対象外です。

Q 1 壊れた屋根の修理について対象となるか？

A 1 屋根の修理をしないと雨漏りなどにより屋根の腐食や建物の躯体に影響が出て生活に支障が出る可能性がある場合は、対象となります。

Q 2 ウォシュレットトイレの修理は対象となるか？

A 2 応急的な修理のため、ウォシュレット部分は対象にはなりません。

Q 3 仕様がグレードアップするような工事も対象となるか？

A 3 原則的に対象となるのは原状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対象となりません。

Q 4 玄関ドアの鍵が閉まらない場合、対象となるか？

A 4 対象として差し支えありません。

Q 5 床の修繕に合わせて畳をフローリングにすることは対象となるか？

A 5 被災前と異なる仕様となるため原則は対象外ですが、価格が安い等の明確な理由があれば対象となります。

Q 6 内部のドア類は対象となるか？

A 6 地震によりドア類の損傷が生じた場合や、ふすま・障子類の枠組みが破損した場合などで、日常生活に支障があれば対象となります。

なお、ふすま、障子の張替えだけで済む修理は対象となりません。

※ クローゼット・物置の扉や押入の襖などは日常生活に支障があるとは言い難く、修理の対象外となります。

Q 7 内壁の崩落等により日常生活に支障がある場合について、石膏ボードの交換のみは対象とはなるか？

また、石膏ボードの下地材や構造材の破損がある場合はどうか？

A 7 石膏ボードのみの修理は、原則対象外です。

ただし、壁の骨組み材など構造上修理すべき箇所がある場合は、その箇所の修理と合わせて石膏ボードを修理しても差し支えありません。